

■すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月末日です。有効期限が過ぎると使用できませんので、更新手続きが必要となります。

■申請に必要な物

・後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑

※現在限度額認定証をお持ちの方は、持参して下さい。

■お問合せ・申請先

健康推進課 後期高齢者医療給付係 ☎945-4791(内線152)

後期高齢者医療保険料の軽減割合が変わります

○平成21年度の保険料軽減措置は従来の保険料軽減措置に加え以下の軽減措置を行います。

- ・基礎控除額(33万円)を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で各種所得がない場合・・・9割軽減(4,844円)
- ・基礎控除額(33万円)を超えない世帯のうち、上記の要件に該当しない場合・・・8.5割軽減(7,266円)

○「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方・・・所得割額を一律5割軽減します。

《後期高齢者医療保険料比較表》

(単身世帯)

年金収入額	現行			新しい軽減措置後		
	均等割額	所得割額	合計	均等割額	所得割額	合計
62万7,000円 *1	48,440円	8.80%	7,200円	48,440円	8.80%	4,844円
80万円 *2	7,200円	0円	7,200円	(9割軽減)	0円	4,844円
153万円 *3		(8.5割軽減)	0円	7,200円	(8.5割軽減)	6,600円
168万円 *4	6,600円	13,800円				
176万3,000円 *5	38,752円	10,252円	49,004円	38,752円	10,252円	49,004円
203万円 *6	(2割軽減)	22,000円	60,752円	(2割軽減)	22,000円	60,752円
211万円 *7	48,440円	25,520円	73,960円	48,440円	25,520円	73,960円
220万円		58,960円	107,400円		58,960円	107,400円

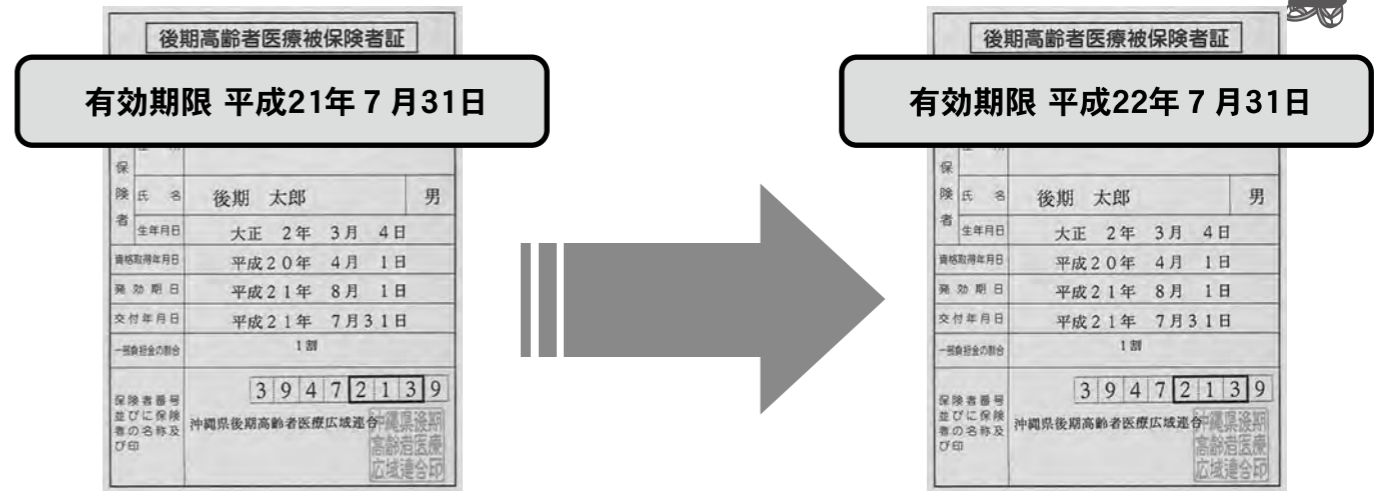
年金収入額の説明 *1 県国民年金平均額 *2 9割軽減の上限 *3 所得割額のかからない上限 *4 8.5割軽減の上限 *5 県厚生年金平均額 *6 2割軽減の上限 *7 所得割額5割軽減の上限

※ 保険料は世帯構成等によって異なります。詳細は西原町役場、または沖縄県後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

＜お問合せ＞ 健康推進課 後期高齢者医療給付係 ☎945-4791(内線152)

長寿医療(後期高齢者医療)制度被保険者の皆様へ

平成21年8月から被保険者証が切り替わります
(有効期限が平成22年7月31日となります)



- ◆ 新しい被保険者証は、7月下旬までに、役場から郵送します。
(平成20年度保険料未納がある方については窓口にて対応となります)
- ◆ 8月からは、医療機関へは新しい被保険者証を見せてください。
- ◆ 被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

＜お問合せ＞ 健康推進課 後期高齢者医療給付係 ☎945-4791(内線152)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請を!

■限度額適用・標準負担額減額認定証とは

長寿医療(後期高齢者医療)制度では、入院時の一部負担金と食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

■入院時における自己負担限度額

所得区分	入院時の世帯単位の自己負担限度額(月額)	標準負担額(入院時の1食当たりの食事代)	
		90日までの入院	過去12カ月以内に90日を超える入院
低所得Ⅰ	15,000円	100円	
低所得Ⅱ	24,600円	90日までの入院	210円
		過去12カ月以内に90日を超える入院	160円
一般	44,400円	260円	

※「限度額適用・標準負担額減額認定証(低所得Ⅱ)」の認定を受けている期間の入院日数が計算対象になります。

■該当する方

低所得Ⅰ → 世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる方

低所得Ⅱ → 世帯員全員が住民税非課税の方(低所得Ⅰに該当する方を除く)

■手続き方法

申請した月の初日から適用となります。該当すると思われる方は、健康推進課後期高齢者医療給付係で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。